

様式 1

令和 年 月 日

会津若松商工会議所  
会頭 渋川 恵男 様

住 所  
事業所名  
代表者名 印

「会津若松商工会議所ニュース」同封サービス『ビジネス情報便』の  
申込みについて (申請)

「会津若松商工会議所ニュース」同封サービス『ビジネス情報便』の利用をした  
いので、申込書を添えて下記のとおり申請します。

記

1 同封希望月について

(希望月を選択 (月を○で囲む) )

4月・5月・6月・7月・8月・9月・10月・11月・12月・1月・2月・3月  
計        回

2 サイズ及び料金について

(希望のサイズを選択 (①~③を○で囲む) )

- ① B5・A4 料金 30,000円 (1回1点・税別)
- ② B4・A3 料金 40,000円 (〃〃)
- (2つ折り)
- ③ パンフレット 料金 50,000円 (〃〃)
- (A4サイズ 30gまで)

## 会津若松商工会議所ニュース同封サービス「ビジネス情報便」申込書

■申込記入欄（下記運用規程に同意の上、お申込みください）

申込年月日	令和 年 月 日		
事業所名		担当者名	印
電話番号		FAX 番号	
掲載希望月	4月・5月・6月・7月・8月・9月・10月・11月・12月・1月・2月・3月 ※希望月を選択してください。（○で囲む）		
サイズ 料金（税別） (レ点を入れてください)	B5・A4 <input type="checkbox"/>	B4・A3 <input type="checkbox"/> (2つ折り)	パンフレット <input type="checkbox"/> (A4・30gまで)
	30,000 円	40,000 円	50,000 円

### 会津若松商工会議所ニュース同封「ビジネス情報便」サービス運用規程

1. このサービスは、会津若松商工会議所会員企業の発展に資することを目的とし会員のみの利用とするものとする。ただし、会津若松商工会議所が必要と認めた場合は、この限りではない。
2. このサービスを利用できる対象は、会津若松商工会議所の会員企業であって、会費を完納している者とする。
3. このサービスは、会津若松商工会議所ニュースに会員企業の販売促進のための書類等を同封するものであり、同封する書類等の内容及び当該書類等について、又は作成責任を有する企業等に対して与信を与えるものではないものとし、並びに下記事項を遵守するものとする。
  - 1) 公序良俗に反しないこと。
  - 2) 関係法令などに違反しないこと。
  - 3) 誤解を与える恐れがないこと。
  - 4) 他の会員、消費者に不利益を与える恐れがないこと。
  - 5) その他、当該サービス運用上不適当な事項がないこと。
4. 前条に反する、又はその他の理由により、不適当と認められる場合には、このサービスを履行してはならない。なお、サービス実施予定月において、申込企業数が揃わないなど、やむを得ない事情が生じた場合には、当該実施月を繰延べることがある。
5. 書類が同封される会津若松商工会議所ニュースは、毎月 10 日発行とするものとする。ただし、やむを得ない事情により発行が遅延する場合があるため、同封希望書類の内容によっては、申込みを受けない場合があるものとする。また、折込みの順番は、順不同とするものとする。
6. チラシ及び広告の内容に関する責任は、一切広告主に帰属するものとする。
7. 当サービスに関する手続き上のトラブルは、双方誠意をもって対応するものとする。また、当該サービスにより生じた取引き上のトラブル等について、会津若松商工会議所は、一切の責任を負わないものとする。
8. 当サービス利用料金については、上記に定める料金体系とし、会津若松商工会議所が送付する請求書に従い、支払期限まで納入するものとする。ただし、厚さ・重量・利用回数等によっては、別途協議により別料金となる場合がある。
9. 会津若松商工会議所会報に同封する書類は、原則として、B5 判、A4 判のチラシ及び 30g までのパンフレットとし、B4 判、A3 判等の場合は、会員事業所各自で当該書類を規定の大きさ以下に折りたたんだ状態で納品するものとする。
10. 会津若松商工会議所会報に同封する書類は、会員事業所各自で必要部数（約 2,700 部：随時確認のこと）用意し、発刊月の当月 1 日までに会津若松商工会議所が指定する場所に納品するものとする。その際、残部は原則として返却しないものとする。
11. この運用規程に同意したときは、同封希望月の前月 20 日までにサンプルを添えて、申請様式 1 及び 2 へ署名押印し、必要事項を記入の上、提出するものとする。
12. 折り込みの可否は、後日、書面にて回答するものとする。
13. この運用規程は、令和元年 10 月号の会報誌から適用する。

※コピーの上、一部ずつ双方で保管すること。

※事務局記入欄

当所会員番号		会費入金日	.	キャンセル日
			.	.